

令和7年国勢調査 調査員届出書

記入例

倉敷市長 宛

統計調査等実施の際は、統計法・関係法令を遵守し、責任をもって調査を行い、調査によって知り得た情報は他に漏らさないこと、暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが明らかとなった場合は、調査員業務に就けなくなることに異議の申し立てを行わないことを誓約いたします。(裏面に関係法令記載)

届出日	令和 6 年 10 月 6 日		顔写真貼付欄 写真のサイズは自由です 写真があれば貼り付けてください				
氏名	ふりがな くらしき たろう	男・女					
生年月日	大 昭 平 30 年 4 月 6 日						
現住所	〒 710 - 0833 倉敷市西中新田640						
職業	1. 農林漁業者 2. 自営業者 3. 会社員・団体職員 4. 公務員 5. 主婦 6. 無職 7. その他 ()						
電話番号	自宅	086-426-3065					
	携帯	090-XXXXX-△△△△					
	勤務先	(名称:)					
報酬振込口座 (本人名義のみ)	金融機関名	〇〇	銀行 金庫・組合 農協・漁協	□□	本店・支店 本所・支所		
	預金種別	普通	・ 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7		
移動手段	1. 徒歩 2. 自転車 3. その他 ()						
調査希望地区	1. どこでもよい 2. 自宅付近 3. その他 ()						
統計調査の経験	1. 有 2. 無						
備考	何かあれば記入してください						

..... 市記入欄

受付日	通知日	登録番号	コード	入力	写真	地図	受付者

統計法（抜粋）

（統計調査員）

第十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

二～四 （略）

五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 （略）